

業 3431

THE DAILY ENGINEERING & CONSTRUCTION NEWS

第17416号 発行所 日刊建設工業新聞社 2010 〒105-0021 東京都港区東新橋 2-2-10 電話03(3433)7151 URL:http://www...

特別寄稿 ハツ場ダム中止と利水代替案 3

富士常葉大学大学院環境防災研究科客員教授(風土工学研究所副所長) 竹林征三 群馬県 東部県民局長 重田佳侍

新ルールには広範な合意形成が不可欠

(3) 水利行政の見直し案 09年10月27日の新前橋会議の席上、前原誠司国土交通相は次のように発言をしている。

「水利権という問題も含めてですね、やはり利水の問題については今のあり方というものを少し何か全体的に見直す、というものがなければ、今の水利権というものが回っているなかで利水というものを、例えば実際に強いるというところになってきたときには、おのれを答えが回らないというふうなことになるというのではないかな、そういうことも含めて...」

(群馬県ホームページから掲載) この発言をどう理解するかはなかなか難しいが、「水利権→ダム」という固定した考え方はなく、水利行政全体の見直しの中で暫定取水分の代替案を考えていきたい...というところであろう。

ハツ場ダムの利水者は開発予定量の約半分に相当する量を、暫定水利権としての許可を得て取水している。取水開始後に濁水が何度もあったが確かに全面取水停止には至っていない。この事実を根拠に「水利行政の見直しにより、暫定水利権の安定水利権化」が可能なのではないかという考え方が出てきた。

暫定水利使用は豊水劣後水利(十分水の有るときにだけ取水できる優先度が劣る水利)であり、本来濁水時には取水停止すべきである。しかし、取水停止の社会的影響の大きさから、実際には利根川水系全体の水利用者が、その好意から、それぞれ一定割合の取水制限に協力してきた結果として、暫定水利の取水停止という最悪の事態を回避しているはずがない。

しかし、このように協力関係によって相当長い間、濁水を後じたというのにも重要な事実であり、この点に着目して水利行政を再点検してみようというのが国土交通相の発言の主旨であろう。このような見直しとしては次のような方法が想定される。

「ダムという貯留施設を設けずして表流水と地下水の問題もある。表流水行政が河川法の水利権という排他性の強い権利で運用され、かつダムなどの貯留施設と厳密な対応関係にあるのに対し、地下水は条例による届け出制を基本とした緩やかな規制であり、なおかつ水源費用は不要である。表流水、伏流水、地下水は本来密接に関連した水源であるにもかかわらず、その扱いが大きく異なる。また、地盤沈下という課題を解決するために、費用のつかからない地下水から、年々割合となるダムに水源を切り替えて行かなければならない」という矛盾を抱えている。この問題を解決するためには、前述した式のZ部分に地下水も何らかの形で参加するよう見直しも考えられる。

このように水利安全度の引き下げ、新たな負担ルールの導入については、過去の水源開発施設への参加者のみならず、慣行水利使用者も含めた水利用者全員の合意も必須条件となる。つまり首都圏の全住民や全稲作農家も含めた広範な合意形成が不可欠であり、1964年の河川法改正以上の難問となるだろう。したがって、水利行政見直しという案も、ハツ場ダムの利水代替案としては極めてハードルが高い。(T.N.V)

訂正します。 「ハツ場ダム中止と利水代替案」の2の記事中、日本の食糧自給率のうち、価格ベース自給率が20%程度あるのは「70%程度」の誤りでした。

$$C = \{(D1+D2+D3+\dots+Dn)/(W1+W2+W3+\dots+Wn)\} * Z$$

Di: 過去のダムの水資源開発コスト (現在価値に換算)  
 Wi: 過去のダムによって開発された安定水利権量  
 Z: ダム無しで安定化水利権化しようとする量  
 C: ダム無しで安定化水利権を得る者が負担すべきコストで、過去の水資源開発コストを負担済みの者と調整すべき額

「ダムという貯留施設を設けずして表流水と地下水の問題もある。表流水行政が河川法の水利権という排他性の強い権利で運用され、かつダムなどの貯留施設と厳密な対応関係にあるのに対し、地下水は条例による届け出制を基本とした緩やかな規制であり、なおかつ水源費用は不要である。表流水、伏流水、地下水は本来密接に関連した水源であるにもかかわらず、その扱いが大きく異なる。また、地盤沈下という課題を解決するために、費用のつかからない地下水から、年々割合となるダムに水源を切り替えて行かなければならない」という矛盾を抱えている。この問題を解決するためには、前述した式のZ部分に地下水も何らかの形で参加するよう見直しも考えられる。

このように水利安全度の引き下げ、新たな負担ルールの導入については、過去の水源開発施設への参加者のみならず、慣行水利使用者も含めた水利用者全員の合意も必須条件となる。つまり首都圏の全住民や全稲作農家も含めた広範な合意形成が不可欠であり、1964年の河川法改正以上の難問となるだろう。したがって、水利行政見直しという案も、ハツ場ダムの利水代替案としては極めてハードルが高い。(T.N.V)

訂正します。 「ハツ場ダム中止と利水代替案」の2の記事中、日本の食糧自給率のうち、価格ベース自給率が20%程度あるのは「70%程度」の誤りでした。

訂正します。 「ハツ場ダム中止と利水代替案」の2の記事中、日本の食糧自給率のうち、価格ベース自給率が20%程度あるのは「70%程度」の誤りでした。

訂正します。 「ハツ場ダム中止と利水代替案」の2の記事中、日本の食糧自給率のうち、価格ベース自給率が20%程度あるのは「70%程度」の誤りでした。

訂正します。 「ハツ場ダム中止と利水代替案」の2の記事中、日本の食糧自給率のうち、価格ベース自給率が20%程度あるのは「70%程度」の誤りでした。

訂正します。 「ハツ場ダム中止と利水代替案」の2の記事中、日本の食糧自給率のうち、価格ベース自給率が20%程度あるのは「70%程度」の誤りでした。

訂正します。 「ハツ場ダム中止と利水代替案」の2の記事中、日本の食糧自給率のうち、価格ベース自給率が20%程度あるのは「70%程度」の誤りでした。

訂正します。 「ハツ場ダム中止と利水代替案」の2の記事中、日本の食糧自給率のうち、価格ベース自給率が20%程度あるのは「70%程度」の誤りでした。